

〇つくば市デジタル・ガバメント推進本部設置要綱

令和元年8月1日

告示第209号

(設置)

第1条 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）及びデジタル・ガバメント実行計画に基づき本市における電子行政を推進するとともに、つくば市デジタル・ガバメント推進方針における各施策を総合的かつ全庁横断的に行うことを目的として、つくば市デジタル・ガバメント推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(推進本部の所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) デジタル・ガバメント推進に係る基本的な方針に関すること。
- (2) デジタル・ガバメント推進に係る重要事項に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、最高情報責任者（以下「CIO」という。）、副最高情報責任者（以下「副CIO」という。）及び本部員をもって組織する。

2 CIOは、政策イノベーション部を担当する副市長をもって充て、推進本部を代表し、会務を総理する。

3 副CIOは、政策イノベーション部長をもって充て、CIOを補佐し、CIOに事故があるときは、副CIOがCIOの職務を代理する。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進本部の会議)

第4条 推進本部の会議は、CIOが招集する。

2 CIOは、必要があると認めるときは、副CIO及び本部員以外の者に対して推進本部の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(推進会議の設置)

第5条 推進本部にデジタル・ガバメント推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（推進会議の所掌事項）

第6条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) デジタル・ガバメント推進に係る庁内の調整に関すること。

(2) 各専門ワーキンググループの進行管理に関すること。

（推進会議の組織）

第7条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、政策イノベーション部次長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、総務部次長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

（推進会議）

第8条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、副会長及び委員以外の者に対して推進会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門ワーキンググループの設置）

第9条 デジタル・ガバメント推進に係る個別専門的な事項について調査及び検討を行うため、推進会議に次の専門ワーキンググループを置く。

(1) 条例規則ワーキンググループ

(2) 特定個人情報保護ワーキンググループ

(3) データ活用・オープンデータ推進ワーキンググループ

(4) デジタル窓口推進ワーキンググループ

(5) 行政手続オンライン化ワーキンググループ

(6) 会計伝票請求電子化ワーキンググループ

(7) 公共施設予約システム検討ワーキンググループ

(8) アナログ規制点検・見直しワーキンググループ

(専門ワーキンググループの組織)

第10条 専門ワーキンググループ（デジタル窓口ワーキンググループ及びアナログ規制点検・見直しワーキンググループを除く。）は、リーダー及びメンバーをもって組織する。

2 専門ワーキンググループ（デジタル窓口ワーキンググループ及びアナログ規制点検・見直しワーキンググループに限る。）は、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

3 リーダーは、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

4 デジタル窓口ワーキンググループのサブリーダーは、市民部市民窓口課長補佐をもって充てる。

5 アナログ規制点検・見直しワーキンググループのサブリーダーは、総務部法務課長補佐をもって充てる。

6 メンバーは、別表第3に掲げる職にある者のうちから、会長が指名する。

7 会長は、必要と認める者を臨時メンバーとして指名することができる。

8 リーダーは、専門ワーキンググループを代表し、会務を総理する。

9 サブリーダーは、リーダーを補佐する。

(専門ワーキンググループの会議)

第11条 専門ワーキンググループの会議は、リーダーが招集する。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(リーダー会議の設置)

第12条 専門ワーキンググループにおける課題を共有し、当該課題の解決を図るため、推進会議にリーダー会議を置く。

(リーダー会議の組織)

第13条 リーダー会議は、総括リーダー及び専門ワーキンググループのリーダー

をもって組織する。

2 総括リーダーは、政策イノベーション部デジタル政策課長をもって充て、会務を総理する。

(リーダー会議)

第14条 リーダー会議は、総括リーダーが招集する。

2 総括リーダーは、必要があると認めるときは、専門ワーキンググループのリーダー以外の者に対してリーダー会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第15条 推進本部及び推進会議の庶務は政策イノベーション部デジタル政策課において、専門ワーキンググループの庶務は別表第3に掲げるリーダーの属する部署において処理する。

別表第1 (第3条関係)

本部員
市長公室長 つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）第2条に定める部の長（政策イノベーション部長を除く。） つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）第3条第2項に定める部局の長 会計管理者 教育局長 消防長 議会局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長

別表第2 (第7条関係)

委員
市長公室次長 つくば市行政組織条例第2条に定める部の次長（政策イノベーション部次長及び総務部次長を除く。） つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例第3条第2項に定める部局の次長 会計事務局長 教育局次長 消防本部消防次長 議会局次長 選挙管理委員会事務局副局長 監査委員事務局長補佐 農

業委員会事務局農業行政課長

別表第3（第10条関係）

専門ワーキング グループ名	リーダー	メンバー
条例規則ワーキ ンググループ	総務部法務課長 補佐	総務部法務課、総務部総務課及び政策イノベー ション部デジタル政策課の職員
特定個人情報保 護ワーキンググ ループ	総務部総務課長 補佐	総務部総務課、政策イノベーション部情報シス テム課、政策イノベーション部デジタル政策課 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律（平成25年法 律第27号）第28条第1項に規定する特定個人情 報保護評価を実施する課の職員
データ活用・オ ープンデータ推 進ワーキンググ ループ	政策イノベーシ ョン部デジタル 政策課長補佐	政策イノベーション部デジタル政策課の職員
デジタル窓口推 進ワーキンググ ループ	政策イノベーシ ョン部デジタル 政策課長補佐	市民部市民窓口課、市長公室広報戦略課、総務 部人事課、政策イノベーション部情報システム 課、政策イノベーション部デジタル政策課、財 務部納税課、財務部市民税課、財務部資産税課、 福祉部障害福祉課、福祉部高齢福祉課、福祉部 介護保険課、福祉部地域包括支援課、こども・ 保健部こども政策課、こども・保健部幼児保育 課、こども・保健部こども未来課、こども・保 健部国民健康保険課、こども・保健部医療年金

		課、こども・保健部健康増進課及び教育局学務課の職員
行政手続オンライン化ワーキンググループ	政策イノベーション部デジタル政策課長補佐	政策イノベーション部情報システム課及び政策イノベーション部デジタル政策課の職員
会計伝票請求電子化ワーキンググループ	会計事務局長	会計事務局、総務部契約検査課、政策イノベーション部情報システム課、政策イノベーション部デジタル政策課及び財務部財政課の職員
公共施設予約システム検討ワーキンググループ	市民部地域交流推進課長補佐	市民部地域交流推進課、政策イノベーション部情報システム課、政策イノベーション部デジタル政策課、つくば市民センター、市民部スポーツ施設課、建設部公園・施設課、教育局生涯学習推進課、つくば市立中央図書館及びつくば市視聴覚センターの職員
アナログ規制点検・見直しワーキンググループ	政策イノベーション部デジタル政策課長補佐	政策イノベーション部デジタル政策課、総務部法務課、市民部スポーツ振興課、福祉部障害福祉課、都市計画部開発指導課、生活環境部環境衛生課、教育局教育総務課、教育局文化財課及び消防本部救急課の職員